

# 平成30年度 明治維新150周年かごしま文化力向上提案事業 募 集 要 項

※ 本助成事業は、平成30年度当初予算要求の内容に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況等によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、御了承の上、応募してください。また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、追加書類の提出を求めることもありますので、御了承願います。

## 1 趣旨

「第30回国民文化祭・かごしま2015」で得られた成果を生かし、平成30年の明治維新150周年の好機も捉えながら、本県の文化芸術の更なる発展等を図るために、文化芸術等を通じた地域活性化や、新たな文化芸術の発展・創造につながる事業等を広く募集します。

## 2 対象となる事業

- ① 文化芸術を通じた地域活性化や交流人口の拡大に資する事業
- ② 伝統と現代の融合など、異分野間のコラボレーションによる事業
- ③ 本県文化芸術の魅力を国内外へ発信する事業
- ④ 芸術性に富んだ特色ある文化芸術の振興に資する事業
- ⑤ その他、当事業の趣旨に即した事業

※ ①～⑤はいずれも明治維新150周年に関連する事業であることとします。

※ なお、次の事業は、原則として、明治維新150周年かごしま文化力向上提案事業の対象としません。

- (1) 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
- (2) 営利、チャリティを主たる目的とするもの
- (3) 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの

## 3 応募できる団体

助成の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす団体又は知事が本県の文化芸術活動の振興に寄与すると特に認める団体です。

次の要件に全て該当することが必要です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。  
(例) 文化芸術団体、文化協会、NPO法人、企業等
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。

※ 国や地方公共団体等は対象外です。

(応募事業の実施が、県又は各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市町村が行う事業と同等とみなし、対象外です。)

※ 複数の団体が実行委員会をつくり、申し込むこともできます。(中核団体(中心になって活動する団体)でなければ市町村もメンバーに入ることは可能です。)

※ これまで本助成事業の助成を受けたことのある団体についても申請は可能です。

## 4 助成額

助成額は、助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）で、100万円を上限とします。

助成額は、申請額より減額される場合があります。

なお、審査会による評価・審議を踏まえ、「他団体のモデルとなるなどの波及効果が期待できる」と認められる事業については、200万円を上限とする場合があります。

## 5 助成対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費

※ 領収書、明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。

### ○助成対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	印刷費、消耗品費、写真現像費、食糧費（当日やゲネプロのケータリング、弁当代）、材料費等
役務費	設営費、通信運搬費、手数料、制作費、運搬設置料、記録費、宣伝費、保険料、調律費等
使用料・賃借料	会場使用料、ピアノ借用料、音響設備使用料、照明設備使用料、舞台付帯設備使用、著作権使用料
賃金	アルバイト整理員賃金等
その他	前各号に掲げるもののほか、その他知事が特に必要と認める経費

### ○助成対象外経費

- 事務運営管理に関する経費  
事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費 など
- 備品類等の購入経費  
楽器・楽譜、美術品、事務機器、什器の購入経費 など
- 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費  
交際費・接待費、レセプション・打上げ等のパーティー経費 など
- その他の経費  
記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、主催団体が管理する会場や道具類の使用料等またはそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金） など

#### <注意点>

- 1 これらの経費の取扱いは、委託した場合についても同様です。
- 2 以上に記載されていない経費については、担当課（生活・文化課文化振興係）にお問い合わせください。

## 6 事業の実施期間

助成金の交付決定日（平成30年4月上旬頃）から平成31年3月22日（金）までとします。

## 7 応募期間と応募方法

### (1) 応募期間

平成 30 年 2 月 15 日（木）～ 3 月 14 日（水）午後 5 時必着

### (2) 応募方法

郵送又は持参してください。

※ 持参する場合は、事前に下記応募先まで御連絡ください。

※ 可能な団体は、上記に加え、下記(3)の①～③を電子メールで提出してください。

### (3) 応募書類

応募書類は、別紙記載要領及び記載例を十分確認の上、作成してください。

① 明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業応募書（第 1 号様式）

② 事業計画書（第 1 号様式別紙 1 ①, ②）

③ 収支予算書（第 1 号様式別紙 2）

④ 添付書類

○ 団体の定款・規約（A 4 版とします。書式は自由です。）

○ 活動内容が分かる書類（実績報告書, パンフレット, チラシ, 写真等）

※ ①から③の様式は、県HPの文化芸術振興のページにも掲載していますので御利用ください。（<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/bunka/shinko/index.html>）

※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。

### (4) 応募先

鹿児島県 県民生活局 生活・文化課 文化振興係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

TEL : 099-286-2534, E-mail : [cpdbs@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:cpdbs@pref.kagoshima.lg.jp)

## 8 審査・選考方法

助成金の交付対象団体は、応募書類を基に、①担当部局による書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、②学識経験者等で形成する「審査会」による評価・審議を踏まえ、選考・決定いたします。

## 9 審査基準

### (1) 事業の目的

事業の目的が明確で、「文化芸術を通じた地域活性化に資するもの」、「新たな文化芸術の発展・創造につながるもの」など、本県の文化芸術の更なる発展や、明治維新 150 周年の機運醸成が図られるものであるか。

### (2) 事業の新規性・発展性

新たに実施する事業または既存の事業を発展的に向上・拡充する内容であるか。

### (3) 事業の実現性

事業計画や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。

### (4) 収支計画の妥当性

収支計画は、事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものとなっているか。

### (5) 公益性

受益者が、特定の者に限定されず、広く県民が参加できるものであるか。

## 10 選考結果と助成金の交付

### (1) 選考結果

選考結果は、応募いただいたすべての団体に対して、文書にてお知らせいたします。  
また、県のホームページ等で公開します。

### (2) 助成金の交付申請

選考の結果、助成対象としてお知らせした団体には、所定の「助成金交付申請書類」を提出していただきます。様式は「明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金交付要綱」（以下「助成金交付要綱」）にて、別途、定めます。

### (3) 助成金の交付

助成金の交付には、以下①、②の方法があります。

#### ① 精算払

事業完了後に実績報告を受けて精算する方法。

#### ② 概算払

事業前に概算払（8割以内）でお支払いし、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算する方法。

※ 最終的な額が確定した段階で、領収書等により支払いを確認できなかった場合など助成対象経費が減少したときには、助成金を一部返還していただくことがあります。

## 11 報告等について

対象となる事業が完了してから 15 日以内又は平成 31 年 3 月 29 日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。（様式は「助成金交付要綱」にて、別途、定めます）。

#### ① 実績報告書

#### ② 事業実績書

#### ③ 収支決算書

#### ④ 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し

#### ⑤ 事業に関連する写真、チラシ・ポスター等の資料等

## 12 情報公開・情報提供

事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募状況、選考結果及び助成事業の実施結果等については、随時、県のホームページ等で公開いたします。

また、交付を受けた団体においても、活動状況等について、パンフレットやチラシなど積極的な情報提供をお願いいたします。

## 13 事業のスケジュール

募集要項・応募用紙の配布	【平成30年2月14日（水）】 ○ 県のホームページに掲載 ○ 配布場所 県庁生活・文化課、 各地域振興局・支庁総務企画課 等
募集期間	【平成30年2月15日（木）～3月14日（水）午後5時】 (※ 必着) ○ 応募先 県庁 生活・文化課 文化振興係
審査・選考	【平成30年3月中旬頃～3月下旬頃】 ○ 審査・選考
選考通知・交付決定	【平成30年4月上旬】 ○ 選考結果通知、助成金交付決定
事業の実施	【交付決定日～平成31年3月22日（金）】 ( * 概算払申請・助成金の交付) ○ 事業計画書に沿って事業実施 ( * 事業変更承認申請・変更承認通知)
事業完了	○ 事業完了後15日以内又は平成31年3月29日（金） のいずれか早い日までに実績を報告 ○ 助成金の額を確定（精算）

## 14 問合せ先

鹿児島県 県民生活局 生活・文化課 文化振興係  
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 県庁9階)  
TEL : 099-286-2534  
FAX : 099-286-5537  
E-mail : cpdbs@pref.kagoshima.lg.jp

【応募用】  
第1号様式

平成30年 月 日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

住 所  
団体名  
代表者 役職名  
氏 名 印

平成30年度明治維新150周年かごしま文化力向上提案事業応募書

このことについて、明治維新150周年かごしま文化力向上提案事業を実施したいので、下記のとおり、関係書類を添えて応募します。

記

- 1 事業計画書（第1号様式別紙1①, ②）
- 2 収支予算書（第1号様式別紙2）
- 3 添付書類
  - 団体の定款・規約（A4版、書式自由）
  - 活動内容が分かる書類（実績報告、パンフレット、チラシ、写真）

担当者連絡先（必ず連絡がとれるところをお書きください。）		
住 所	（〒 ）	
氏 名		
T E L	F A X	
e - m a i l		

【応募用】

第1号様式別紙1①

事業計画書

申込団体		ジャンル	オペラ、絵画、講演会など端的に記入	
(ふりがな)				
①活動名				
② 活 動 の 目 的 的 及 び 内 容 等	(趣旨・目的)			
	(実施時期)	(実施場所・施設名)	(実施回数・日数)	
	(内容)			
	(新規性) <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存事業を発展的に向上・拡充 <input type="checkbox"/> 既存事業		(新規性について)	
	(主催者側参加者数)	(一般参加予定者数)		
	(事業実施の推進体制、スケジュール等)			
	(期待される効果)			
	共催者名、後援者名、協賛者 名等とその役割			
	担 当 者 連 絡 先	関係書類送付先住所〒 事務担当者職名 氏名 (ふりがな)	電話番号 (勤務先・自宅・携帯) — — FAX 番号 — — E-mail	

【応募用】

第1号様式別紙1②

団体の概要

団体名		代表者	職	
			氏名	
住所（所在地）	〒	電 話		
		ホームページアドレス		
設立年月日				
組 織	役 職 員			団体構成員及び加入条件等
				[団体構成員]  [加入条件]
沿革 (活動・実績を含む)				
(申請する活動と類似の事例の概要)				

※定款・規約等を添付すること。



【応募用】  
第1号様式別紙2

収 支 予 算 書

★「内訳」に記入する費目の金額は1円単位、「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切捨て

(収入)			(支出)			
区分	内訳(円)	予算額(千円)	項目	団体名	内訳(円)	予算額(千円)
入 場 料 収 入	会場:	0	報 償 費			0
そ の 他 の 収 入	[共催者負担金]	0	旅 費			0
	[共催者以外の補助金・助成金]	0				
	[寄付金・協賛金]	0	需 用 費			0
	[プログラム・図録等売上収入]	0				
	[参加費]	0	役 務 費			0
	[広告料・その他収入]	0				
小 計(イ)		0	使 用 料 ・ 賃 借 料			0
自 己 負 担 金 (ロ)	資金調達方法等:	0	賃 金			0
交付を受けようとする助成金の額(ハ)		0	そ の 他			0
総額(イ)+(ロ)+(ハ)		0	総 額			0

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

★交付を受けようとする助成金の額は、支出の総額の2分の1以内(上限100万円)